加盟店の皆様へ

キャッシュレス・消費者還元事業参加加盟店の加盟店手数料補助分に対する会計・税務処理の注意点について

キャッシュレス・消費者還元事業（以下、本事業）参加加盟店の本事業期間中の加盟店手数料率は、特別料率（3.25%以下）となります。

また、「特別料率により算出される加盟店手数料の 3 分の 1 相当額」を国が負担します。

当社では、本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、事務局）から受領する「特別料率により算出される加盟店手数料の 3 分の 1 相当額」の補助金について、本事業期間中に加盟店に適用する手数料率を「特別料率の 3 分の 2」とし、加盟店よりお支払いいただく加盟店手数料から、3 分の 1 相当分をあらかじめ控除する方法により、補填します。

なお、当該補填金は、加盟店の会計処理において、「加盟店手数料の値引き」ではなく、「当社からの加盟店手数料の補填金」として扱うよう、事務局より指定されています。

また、加盟店手数料補助の補助金額は補助金適正化法に基づき公的な国庫補助金を財源とした経費の補填金であり、当該補填金は消費税不課税取引でございます。当該金額については不課税取引であることを踏まえて適切に会計・税務処理を実施するようお願い申し上げます。
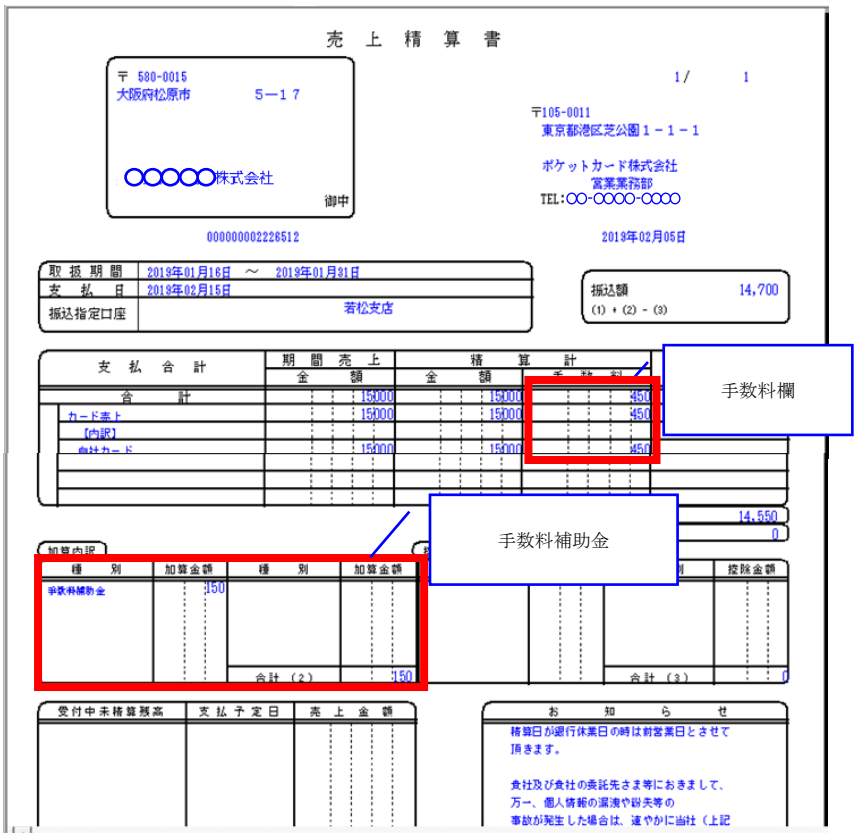
売上精算書見本